

2. 「輸出規制の枠組み」の勉強法

問題の正解

- 問題 1 ○
 問題 2 ○
 問題 3 ○
 問題 4 ○
 問題 5 ○
 問題 6 ×
 問題 7 ○
 問題 8 ×

ーワンポイント解説ー 《国際輸出管理レジーム参加していない国》

国内に輸出管理に関する法律がない or 法律があっても機能していない。

国内に輸出管理に関する法律がない or 法律があっても機能していないので、懸念国・紛争国の組織等が、リスト規制貨物や技術を容易に入手する可能性がある。

↓そこで

国際輸出管理レジームに参加していない国向けのリスト規制貨物や技術の許可申請について、経済産業省が用途や需要者等を厳重に審査

個別の許可申請の申請先や添付書類の内容、包括許可の適用範囲等で差が生じる。

14項	14項 全ての貨物	い地域①	A	経済産業局
		と地域②	B2	本省
		ち地域	C	本省
15項	15項 全ての貨物	い地域①	A	経済産業局
		と地域②	C	本省
		ち地域	C	本省

※リスト規制に該当する貨物を国際輸出管理レジームに全く参加していない国(例:懸念国など)や一部にしか参加していない国(例:中国は、上記表では、と地域②)向けに輸出する場合、一般的に許可申請の審査は厳しく、個別許可申請のための添付書類等が多くなります。

(出典:経済産業省のサイトより)

(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply10.html>)

-
- 設計** = 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の**一連の製造過程の前段階のすべての段階**をいいます。(※役務通達)
- 製造** = 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て(アセンブリ)、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいいます。(※役務通達)
- 使用** = 操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいいます。(※役務通達)

【ポイント】 外為法第25条第1項は、**役務(えきむ)取引許可の根拠条文**です。

役務は、通常、法令では、サービスの意味で用いられていますが、外為法第25条でいう役務は、特定技術と規定され、技術やプログラムの意味で用いられています。

外為法第25条第1項は、**前段**(①の部分)と**後段**(②の部分)からなり、規制の内容が異なります。

ただ、役務取引許可が必要な場合になっても、通常、提供先に問題がなく、民生用途であることが明らかであれば、役務取引許可は発給されます。

外為法第25条第1項前段(①の部分)は、平成21年11月1日施行の外為法改正によって、新たに設けられた規定です。

(1)～(4)のすべての要件に該当した場合、役務取引許可が必要となります。

(1) 特定技術を

(2) 特定の外国(特定国)において、

(3) 提供することを目的とする取引を行おうとする

(4) 居住者若しくは非居住者

外為法第25条第1項前段のポイントは、**外国における取引**であることが要件(条件)とされ、「**外国**」という**地理的な点**にポイントがあります。以下の4つのパターンが規制されています。

外為法第25条第1項後段（②の部分）は、従来の規制と同じで、(1)から(3)までの要件を満たした場合、役務取引許可が必要となります。

- (1) 特定技術を、
- (2) 特定国の非居住者に、
- (3) 提供することを目的とする取引を行おうとする**居住者**

外為法第25条第1項後段のポイントは、居住者から**非居住者**に対する取引で、**人的な点**にポイントがあります。

例1：東京の鋼材メーカーA（**居住者**）の海外営業部長の甲は、来月、**ベトナム**で行われる電力関連の国際見本市で、引き合いを受けている**パキスタン**の電力メーカーB（**非居住者**）の技術部長の乙に会う予定である。その際、リスト規制に該当する鋼材の製造技術データの一部（**外為令別表の5の項に該当**）を有償で乙に提供する場合、メーカーAは、¹役務取引許可が必要である。

例2：東京の素材メーカーA（**居住者**）の甲技術部長は、オーストラリアにある100%子会社B（**非居住者**）に出向して、現地社長である乙が、休暇で日本に一時帰国した際、現在、開発中のリスト規制に該当する素材の製造技術（**外為令別表の5の項に該当**）について、意見をもらうため、当該技術が入ったCD-ROMを乙に提供する場合は、役務取引許可が必要である。

「許可を必要とする時点」については、「役務通達」1の（4）で規定されています。

技術データの形態により、外為法第25条第1項の規定に基づく**許可を必要とする時点**が異なります。

① 外為法第25条第1項の規定に基づく許可

ア **貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点**



イ **技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術の居住者（特定国において提供する場合に限る。）又は非居住者に対する提供より前の時点**



注：ただし、許可が必要となる取引について外為法第25条第1項の規定に基づく許可を受けずに当該取引に係る技術について輸出等を行う場合は、①で定める時点に達していない場合であっても、以下②に掲げる時点において外為令第17条第2項の規定に基づく許可を受けることを必要とする。（以下略）

¹ このケースは、外為法第25条第1項前段にも後段にも該当します。仮に、Aが特別一般包括役務取引許可を使う場合、ベトナムとパキスタンの両方の国が特別一般包括役務取引許可の適用対象となっていることを確認する必要があります。

政令：＜例外＞ 外為令第17条第5項 ☆

外国為替令

(役務取引の許可等)

第17条

- 5 第1項又は第3項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第25条第1項又は第4項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

省令：＜例外＞ 貿易外省令第9条第2項第9号～第14号 ☆☆☆☆☆

- 九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引（特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。）であって、以下のいずれかに該当するもの
- イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引



- ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

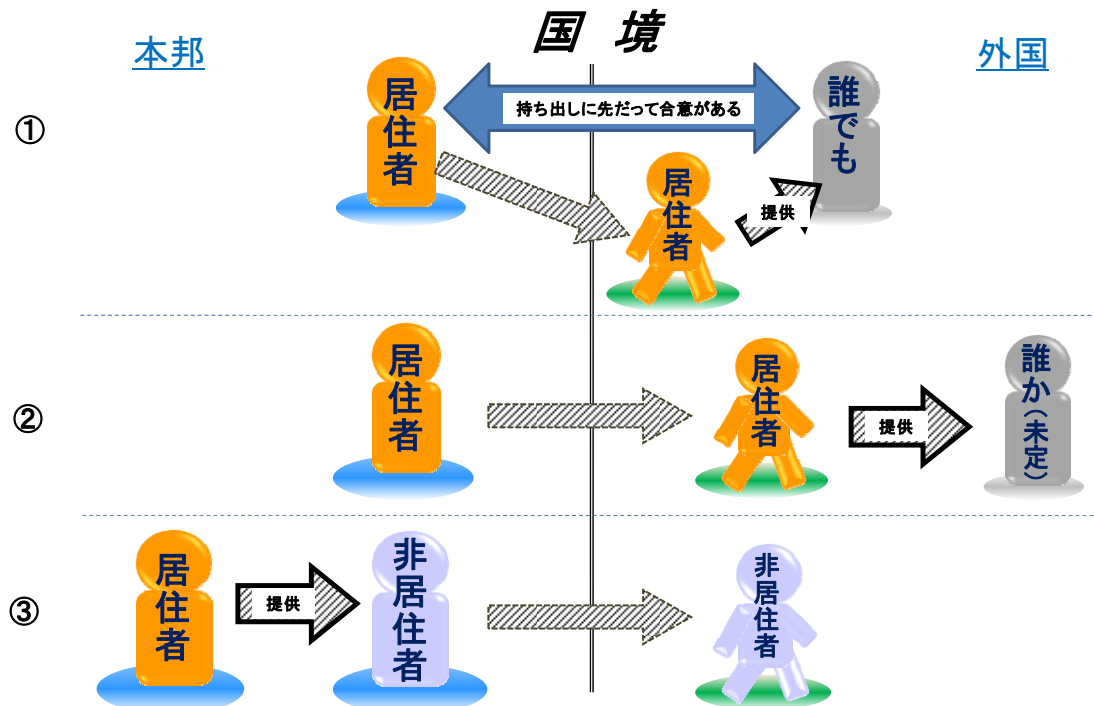


- ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引



- 十 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
- 十一 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 十二 ※貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術
- 十三 ※プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術
- 十四 ※市販プログラムの特例
- 市販暗号プログラム特例など

※詳細は、資料集をご覧ください。



※ 非居住者による行為は、①、②の規制対象に含まれる。

(出典：経済産業省の資料を CISTEC で一部修正)

①の規制対象行為は、特定国における技術取引の相手方が決まっており（合意があり）、その取引の履行として**技術を持ち出す行為**である。

例：横浜の半導体製造装置メーカーA（**居住者**）の営業部長の甲は、来月、商談でベトナムの電機メーカーB（**非居住者**）の乙副社長とハノイで会う予定である。甲は、今回は初めての商談なので、まず自社の取扱商品全般の説明をする予定にしている。甲は、話が進めば、最近開発したリスト規制に該当するソフト（外為令別表の 7 の項（2）に該当）について説明をしたいと考えており、相手方も同意している。

甲は、当該ソフトをUSBメモリーに入れてハノイに行く場合の許可について、自社の輸出管理部に相談したところ、特定記録媒体等輸出等許可を取得してもよいが、実際、当該ソフトの説明をすることになった場合は、再度、外為法第 25 条第 1 項の許可が必要となり、待たせて相手の信頼を失ってもいけないので、Aが既に取得している特別一般包括役務取引許可を使用するのがよいと勧められた。

②の規制対象行為は、相手方が未確定、あるいは未だ合意がないものの、特定国において誰かに提供するために**技術を持ち出す行為**である。

例：東京のベンチャー企業A（**居住者**）の甲社長は、自社で開発した外為令別表の9の項に該当する暗号ソフトをUSBメモリーに入れて、シリコンバレーにある日系のITメーカー（**非居住者**）を中心に営業販売をかける予定である。訪問先は、未定で、現地に行ってから、アポイントを取る予定にしている。

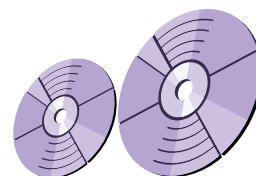
甲は、当該ソフトをUSBメモリーに入れて米国に行く場合の許可について、電機メーカーの輸出管理部の知人に相談したところ、相手先が未定なので特定記録媒体等輸出等許可を取得してもよいが、実際、アポイントが取れて、当該ソフトの説明をすることになった場合は、再度、外為法第25条第1項の許可が必要となるので、Aが特別一般包括役務取引許可（又は一般包括役務取引許可）を取得しているのであれば包括許可を使用し、取得していないのであれば、説明前に個別の役務取引許可を取得するように勧められた。



③の規制対象行為は、本邦内において居住者から技術の提供を受けた者がその**技術**を特定国に**持ち出す行為**である。

例：名古屋の工作機械メーカーA（**居住者**）の営業部長の甲は、来日中の韓国の造船メーカーB（**非居住者**）の乙社長と名古屋のホテルで面会する予定である。甲は、その際、売買契約に基づき、外為令別表の2の項に該当するNCソフトが入ったCD数枚を特別一般包括役務取引許可（又は一般包括役務取引許可）を使用して、乙社長に提供する予定である。

この場合、当該NCソフトの提供をうけた乙社長が、韓国に持ち帰る場合、貿易外省令第9条第1項第二号の規定により、特定記録媒体等輸出等許可を取得する必要はありません。



問題 22. 日本から中国に輸出された貨物であつて、修理のために無償で輸入し、修理後無償で再輸出する貨物については、輸出令別表第 1 の 2 から 15 の項に該当する貨物であっても、輸出許可は不要である。

《解 答》[]

《考え方》 リスト規制に該当する貨物を中国に輸出する場合、**原則**、輸出許可必要

(外為法第 48 条第 1 項・輸出令第 1 条)

↓ただし

法令には、一般的に、**例外**の規定がある。

輸出許可の例外の規定＝輸出令第4条第1項（無償告示、少額特例、暗号特例など）を検討

日本から輸出された貨物であって、修理のために無償で輸入し、修理後無償で再輸出する貨物については、**輸出令第4条第1項第二号ホ**に該当するかを検討→よって、**無償告示**を検討

↓よって

「輸出貿易管理令第４条第１項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」(無償告示)を検討

無償告示の第一号の 1 の「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」にあたる。

↓したがって

輸出許可不要。なお、当該修理は無償か有償かを問わない。

—ワンポイント解説—

ワッセナー・アレンジメントは、輸出令別表第1（外為令別表）の5から15の項までに規制が反映されているが、その貨物や技術には、規制の強弱のレベルが3段階ある。

①BL(Basic List) = 通常の規制レベル

→概ね輸出令別表第4及び別表第3の2の地域以外は、一般包括や特別一般包括許可の適用の余地あり

②SL(Sensitive List) = 中間の規制レベル

輸出令別表第3の3の告示貨物／提出書類通達の別表2の付表技術

→概ねホワイト国向け以外は、特別一般包括許可の適用の余地なし

③VSL(Very Sensitive List) =機微レベル

輸出令別表第 1（外為令別表）の 15 の項

→ホワイト国向けでも特別一般包括許可の適用なし

のような規定が設けられています。) なお、外国ユーザーリストは、経済産業省が作成した文書で需要者要件の1つです。

①の**用途要件**は、輸出者が、需要者等から**大量破壊兵器等の開発等**や**別表行為**(例: 軍が管理している**農薬や肥料の開発等、重水製造など**)に用いると連絡等を受けているわけですから、危険性があり、直ちに許可申請が必要です。

②の**需要者要件**に該当する需要者は、大量破壊兵器等の開発等に関与する可能性が高いことから、設けられた要件です。明らかに民生用途の場合は、規制する意味がありませんので、除外規定が設けられています。この除外規定に該当する民生用途かどうかは、キャッチオール規制通達にある「**明らかガイドライン**」で慎重に判断することになっています。

3. 大量破壊兵器キャッチオール規制の許可申請が必要な場合

輸出令別表第3(ホワイト国)以外の国を規制対象

**=①輸出令別表第1(外為令別表)の16の項(1) or (2)に該当する貨物・技術
+②客観要件(用途要件 or 需要者要件) or インフォーム要件(経済産業大臣からの通知)**

例: 中東のA国から、「**サリンを作りたい**」とリスト規制に該当しないバルブ100セットの注文を受けた。(用途要件該当)

例: 輸出先の信用調査情報に、**過去に核開発に関わったと記載されている**アフリカの企業Bから、リスト規制に該当しない遠心分離器200本の注文を受けたが、用途の説明を拒む。(需要者要件該当)



例: **外国ユーザーリスト掲載企業**のTV工場から、TV用として、リスト規制非該当の明らかにTVチューナー専用IC500個の注文をメールで受けた。

外国ユーザーリスト掲載企業=需要者要件の1つ



「**明らかガイドライン**」により、TVチューナー専用IC用で民生用途が

明らかということがメールで確認できた

↓したがって

需要者要件には該当しない。



許可申請不要

(2) 通常兵器キャッチオール規制の重要ポイント

I. 通常兵器キャッチオール規制導入の背景

2003 年のワッセナー・アレンジメント総会での合意をもとに導入された。

→輸出令別表第 3 の地域（ホワイト国）は、規制の対象外

II. 通常兵器キャッチオール規制の許可申請が必要な場合

1. 国連武器禁輸国（輸出令別表第 3 の 2）向け輸出（提供）の場合

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

＝①輸出令別表第 1（外為令別表）の 16 の項（1） or（2）に該当する貨物・技術
＋②客観要件（通常兵器の製造等の用途要件） or インフォーム要件（経済産業大臣からの通知）

例：横浜にある建材部品メーカー A は、国連武器禁輸国のソマリアの貿易商社 B から、**爆弾の殺傷力を高めたい**ということで、リスト規制に該当しない釘 10 トンの注文を受けた。（用途要件に該当）



※通常兵器キャッチオール規制には、大量破壊兵器キャッチオール規制と異なり、「需要者要件」はありません。これは、通常兵器の開発等を行っている企業等は、どこの国にも、自衛権があることから、多数存在するためです。

2. 国連武器禁輸国以外で、輸出令別表第 3（ホワイト国）でない国向け輸出（提供）の場合

＝①輸出令別表第 1（外為令別表）の 16 の項（1）に該当する貨物・技術
＋②インフォーム要件（経済産業大臣からの通知）

例：大阪の総合商社 A は、台湾の B 社から輸出令別表第 1 の 16 の項（1）に該当する工作機械 10 台の注文を受け、輸出しようとしたところ、**経済産業大臣から総合商社 A の代表執行役あてにインフォームの通知**があったので、輸出許可申請を行うことにした。（インフォーム要件該当）

三 別表第1の16の項（1）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を¹同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（²別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令（※核兵器等開発等省令⇒大量破壊兵器C A規制の客観要件）で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（※大量破壊兵器C Aのインフォーム要件）を受けたとき。

ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（※武器）（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令（※通常兵器開発等省令⇒通常兵器C Aの客観要件）で定めるとき。

ニ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（※武器）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（※通常兵器C Aのインフォーム要件）を受けたとき。

四 別表第1の16の項（2）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令（※核兵器等開発等省令⇒大量破壊兵器C Aの客観要件）で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（※大量破壊兵器C Aのインフォーム要件）を受けたとき。

ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（※武器）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令（※通常兵器開発等省令⇒通常兵器C Aの客観要件）で定めるとき。

ニ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（※武器）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（※通常兵器C Aのインフォーム要件）を受けたとき。※C Aは、キャッチオール規制の意味。

※技術の場合：

省令：貿易外省令第9条第2項第七号、第八号

省令：許可が必要な要件について規定

（貨物）核兵器等開発等省令／通常兵器開発等省令

（技術）核兵器等開発等告示／通常兵器開発等告示

通達：用語等の解釈・許可申請方法等を規定

（貨物・技術）キャッチオール規制通達

¹ 次の括弧内で国連武器禁輸国以外の非ホワイト国を対象にしているので、ここでは、「国連武器禁輸国」をいう。四号も同じ。

² 国連武器禁輸国以外の非ホワイト国をいう。四号も同じ。

別表

- 一 原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第二号に規定する核燃料物質若しくは同条第三号に規定する核原料物質の開発等(沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉(以下「軽水炉」という。)の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く。)又は**核融合に関する研究(専ら天体に関するもの又は専ら核融合炉に関するものであることが明らかにされている場合を除く。)**
- 二 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成 3 年通商産業省令第 49 号)第 1 条第二号に規定する原子炉(発電の用に供する軽水炉を除く。)又はその部分品若しくは附属装置の開発等
- 三 **重水の製造**四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」
という。)第 2 条第 7 項に規定する加工
- 五 規制法第 2 条第 8 項に規定する再処理
- 六 **化学物質の開発若しくは製造**(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機(本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであってその射程又は航続距離が 300 キロメートル以上のものを除く。)の開発等又は**宇宙に関する研究**(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であって、**軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。**



《関係通達》

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」(文書等告示)

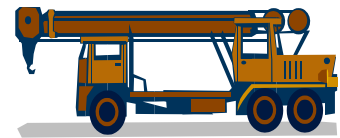
問題 27. 外国ユーザーリストに掲載されているイランの企業A（懸念区分は、ミサイル）から、クレーン車 10 台の注文を受けた。この場合、外国ユーザーリストの懸念区分とクレーン車の懸念用途は、ミサイルで一致し、需要者要件に該当するので、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

《解 答》[]

【解 説】

《考え方》

外国ユーザーリストに掲載されているイランの企業A（懸念区分は、ミサイル）からクレーン車 10 台の注文



クレーン車は、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（キャッチオール規制通達）の 1（3）で、懸念用途が「ミサイル」に指定。



「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」

〔外国ユーザーリスト掲載企業・組織〕

- ⑰ 外国ユーザーリスト（平成〇〇・〇〇・〇〇貿局第〇号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成××・××・××貿局第×号）等を参照のこと）が一致しないこと。



「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の 1（6）「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」により、企業Aの「懸念区分」（ミサイル）と「懸念用途」（ミサイル）が一致することから、需要者要件に該当する。

↓よって

大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請必要

外国ユーザーリストの例（右欄が懸念区分）

149	イラン Iran	Sanam Industrial Group	•Sanam Industries Group	ミサイル、核 M,N
150	イラン Iran	Schiller Novin		ミサイル、核 M,N
151	イラン Iran	Sepanir	•Sepah Nir •Sepanir Establishment •Sepanir Oil and Gas Energy Engineering Company	生物、化学、ミ サイル、核 B,C,M,N

核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（抜粋）

品目	懸念される用途
25.プリプレグ製造装置	ミサイル
26.人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27.ジャイロスコープ	ミサイル
28.ロータリーエンコーダ	ミサイル
29.大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	ミサイル
30.クレーン車	ミサイル
31.密閉式の発酵槽	生物兵器
32.遠心分離器	生物兵器
33.凍結乾燥機	生物兵器
34.耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35.耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36.耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37.耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38.耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39.噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・化学兵器
40.UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

問題 28. 東京の総合商社A社は、国連武器禁輸国のリベリアの電機メーカーB社から、照明器具の製造ということで、リスト規制に該当しない照明器具用の電子部品 100 個の注文を受けた。B社についての信用情報を入手したところ、B社は、リベリアの陸軍に無線を納入していることが判明した。この場合、A社は、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可を取得する必要がある。

《解 答》[]

【解 説】

《考え方》

国連武器禁輸国のリベリアの電機メーカーB社から、照明器具製造用にリスト規制に該当しない照明器具用の電子部品 100 個の注文を受けた。

↓

B社の信用情報を入手したところ、リベリアの陸軍に無線を納入していることが判明

↓

「輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(**通常兵器開発等省令**)の要件を満たすか検討する。

↓

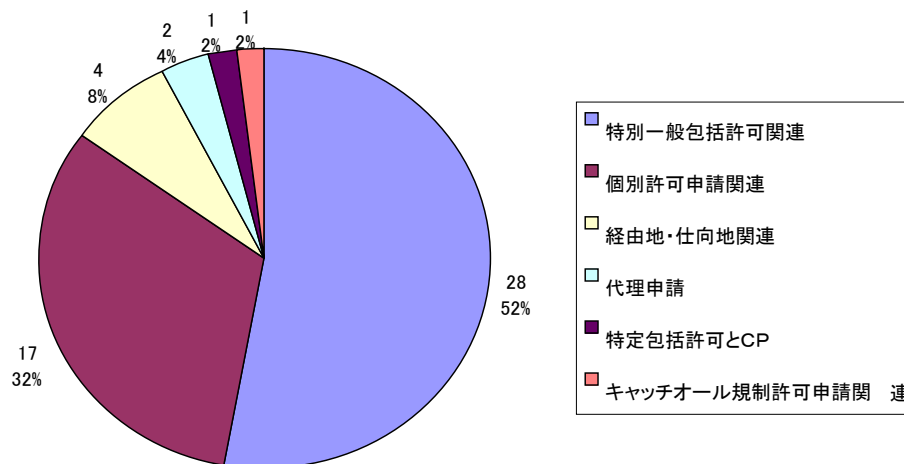
通常兵器開発等省令には、客観要件である**用途要件はあるが、需要者要件はない。**

↓

用途は照明器具製造であることから、通常兵器キャッチオール規制の輸出許可不要

4. 「許可申請手続き」の勉強法

「許可申請手続き」の出題傾向（上段：出題数 下段：比率）



「許可申請手続き」は、実務で最も利用されている特別**一般包括許可関連の問題**が、過去に何度も出題されており、続いて**個別許可申請関連**が出題されています。特定包括許可や特別返品等包括許可は、許可申請の要件が厳しく、実務で利用されていないことから、あまり出題されていません。

=重要ポイント=

①許可申請先は、一般的に審査能力・役割分担等の点から、

複雑な案件（キャッチオール規制、懸念国向け等）

→本省安全保障貿易審査課

（専門の審査官等が多数）

一般的な案件（ホワイト国向け等）

→経済産業局、各通商事務所又は沖縄総合事務局

（少人数で複数を兼務）

②特別一般包括許可の条件は、頻出なので、しっかり理解する。

問題 1. 輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。

《解 答》[]

【解 説】

輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が**原則**です。ただし、輸出しようとする者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理者が輸出許可の申請をすることができます。

例 1：代表取締役社長が海外出張で忙しいので、部下の法務部長に許可申請を委任する。

→授権証明書（提出書類通達の様式 8）を輸出許可申請の際に添付します。

例 2：輸出者であるメーカー A が、貿易手続きがよくわからないので、取引先の商社 B に代理申請を委任する。

→委任状（提出書類通達の様式 9）を輸出許可申請の際に添付します。

（参考）

※必要に応じて以下の書類も添付してください					
必要となる場合		必要書類	通数	ダウンロード	記載要領
a	法人の申請で、E/L上記載した申請者がかかる法人の代表権者でない場合（既に経済産業省に登録済みの場合は、そのコピーを添付）	授権証明書		 	記載要領（ツ）
b	法人の申請で、実際の提供者にあたる法人とは別の法人が輸出許可申請手続きにあたる場合	委任状		 	記載要領（テ）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/sinnseisyo-tenpsyorui-itiran/tenp24fy/tenpE2.html>

問題 3. 個別輸出許可の申請先は、「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）で規定されている。

《解 答》[]

【解 説】

許可申請先は、審査能力の点から、一般的に難しい案件（キャッチオール規制や懸念国向けの輸出案件）は、専門性が高い経済産業省の安全保障貿易審査課が扱っています。ホワイト国向け輸出など比較的審査がやさしい案件（一般包括許可や特別一般包括許可が適用可能な国など）は、経済産業局等が扱っています。

個別の輸出許可の申請先 → 「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）の別紙の「輸出令別表第 1 貨物に係る許可事務の取扱区分」で規定しています。

個別の役務取引許可等の申請先 → 「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（役務通達）の別紙 2-2 で規定しています。

（その他）

キャッチオール規制の輸出・役務取引許可申請先

→ 安全保障貿易審査課

一般包括・特別一般包括許可の申請先

→ 経済産業局、各通商事務所又は沖縄総合事務局

特定包括・特別返品等包括・特定子会社包括許可

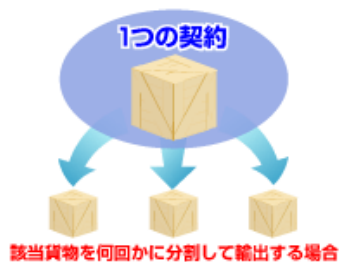
→ 安全保障貿易審査課

問題 7. 1つの契約で、リスト規制該当貨物を 9 月、10 月、11 月の 3 回に分けて、輸出することになった。この場合、輸出許可は、1 度取得すればよい。

《解 答》[]

【解 説】

輸出許可は、原則、**契約**単位で取得します。したがって、一契約に基づき取得した輸出許可証に記載された事項（買主名、仕向地、商品名、数量、価格等）の範囲内で、かつ有効期間内であれば、許可された貨物を、何回かに分けて輸出することができます。



問題 8. 契約書がない場合、注文書でも輸出許可申請はできる。

《解 答》[]

【解 説】

輸出許可申請には、原則、契約書が必要であるが、契約書がない場合は、「取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。」(運用通達1-1の(2)(ハ))と規定されています。役務取引許可申請もオーダーシート等で許可申請が可能です。

輸出許可申請の基本型

輸出令別表第 1 (提出書類：A)				
申請様式名	通数	様式	記載要領	
1 輸出許可申請書	2 通	 	運用通達 別表第 3	
2 申請理由書	1 通	 	運用通達 別表第 3	
3 契約書等及びその写し	各 1 通	-	記載要領 (イ)	

【記載例】

輸出許可申請書  申請理由書 

※許可申請に必要な書類は、経済産業省のサイトからダウンロードすることができます。 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html>

問題 10. 一般包括許可及び特別一般包括許可の有効期限は、3 年を超えない範囲で経済産業大臣が定めている。

《解 答》[]

【解 説】

一般包括許可及び特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して**3 年を超えない範囲内において**経済産業大臣が定める日とされています（「包括許可取扱要領」参照）。

問題 11. 特別一般包括許可を受けようとする者は、許可申請後 6 ヶ月以内に、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講しなければならない。

《解 答》[]

【解 説】

包括許可取扱要領では、特別一般包括許可を受けようとする者は、「**申請に先立ち**、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会（※適格説明会）を**受講している者**（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）」を要件の一つとしています。具体的には**申請前1年間**において役員又は正規職員が適格説明会を受講している必要があります。

ワンポイント解説

特別一般包括許可は、実務で最もよく利用されています。特別一般包括許可を取得している企業や大学等は、特別一般包括許可の条件等を満たし、適用が認められている貨物や技術であれば、個別許可を取得する必要がなく、直ちに輸出（提供）することが可能です。

下記の特別一般包括輸出許可のマトリックスの例にもあるように左欄にあるリスト規制該当貨物と上段にある仕向地が交差する欄に「**特別一般／一般**」又は「**特別一般**」と記載されており、かつ、別表 1 の**許可の条件等**を満たせば、特別一般包括輸出許可が適用できます。「特定」または「－」の表示の場合、特別一般包括輸出許可の適用はできません。

なお、い地域①とは、ホワイト国を指します。

輸出令別表第1 項番	仕 向 地		
	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の5の項(1)～(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第1号～12号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	－
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号ハ(一)又はニに該当するもの	特別一般 一般	特定	－

問題 12. 特別一般包括許可は、経済産業省に輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム）を届け出ていなくても、規程を内部で作成していれば、特別一般包括許可は取得できる。

《解 答》[]

【解 説】

「包括許可取扱要領」では、特別一般包括許可の申請の要件の1つとして、**輸出管理内部規程を整備**し、その輸出管理内部規程に基づき**外為法等遵守事項**の確実な実施に関して、経済産業省の安全保障貿易検査官室から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている者であること等を規定しています。なお、**外為法等遵守事項**は、資料集に収録されています。

包括許可の種類		
旧	新 赤字部分は2012年7月1日施行	
一般包括輸出/役務取引許可	ホワイト包括 (一般包括輸出/役務取引許可) 特一包括 (特別一般包括輸出/役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、①電子申請を前提とし、②ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。③輸出管理内部規程の整備は不要。 貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備、実地調査の事前実施を要件とする。
特定包括輸出/役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	特定包括輸出/役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備、 実地調査の事前実施 を要件とする。なお、 インフラプラントプロジェクト については、 継続的な取引関係 がなくても申請が可能。
特別返品等包括輸出・役務取引許可	特別返品等包括輸出・役務取引許可	防衛省等向けに輸入した装備品やその部分品(1の項該当の武器)の不具合品、異品等を返却するための貨物の輸出及び役務の提供を包括的に許可する制度。CP整備、CL受理票の交付、 実地調査の事前実施 が申請要件。
特定子会社包括許可 (申請者との資本関係)	特定子会社包括輸出・役務取引許可 (申請者との資本関係)	我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出について、包括的に許可する制度。輸出管理内部規程の整備、 実地調査の事前実施 を要件とする。

■ 申請ごとに必要な書類
特別一般包括許可
(イ) 許可申請書 (ロ) 明細書 (ハ) チェックリスト受理票(写) (ニ) 適格説明会の受講実績 【原許可書(写) ……(保有している場合)】
一般包括許可
・統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書 ※ 電子申請限定 → NACCSホームページ

(出典: 経済産業省の資料をCISTECで一部修正)

問題 15. 税関は、輸出申告の審査に当たって、すべての技術について、技術を提供しようとする者が経済産業大臣の役務取引許可を受けているか又は受ける必要がないかを確認しなければならない。

《解 答》[]

【解 説】

税関は、通常、輸出令第5条により、「**貨物を輸出しようとする者**」についての許可等の要否の確認を行っています。技術については、外為令第18条の2第1項の特定記録媒体等輸出等許可に関する規定以外このような規定はありません。

(応用)

(税関の確認等)

第5条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、**貨物を輸出しようとする者**が法第48条第1項の規定による許可若しくは第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

例：輸出の場合、大企業などは、東京、横浜、名古屋、大阪など複数の税関で通関する可能性があるため、特別一般包括輸出許可証が1通では足りない。

↓そこで

輸出許可証には、**分割**といって、必要な枚数を請求できる制度がある。

↓逆に

役務取引許可は、通常、**税関でのチェックがないため**、役務取引許可証の分割という制度はない。平成24年7月1日から新たに設けられた一般包括輸出許可は、NACCCSシステムによる電子申請なので、分割制度は不要となった。

問題 16. 特別一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、仕向地がドイツで、軍事用途に用いられる場合は、特別一般包括輸出許可は、失効する。

《解 答》[]

【解 説】

《考え方》包括許可取扱要領の別表 1 の（7）（表 1）では、

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効（注2）	
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表 2）は、省略

（注1）表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注2）核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

（注3）省略

特別一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物を輸出

↓

仕向地の**ドイツ**は、**輸出令別表第3の地域**で、**軍事用途**に用いられる。

↓

「失効」ではなく「**報告**」と規定

※一般包括輸出許可の条件等を記載している包括許可取扱要領の別表 3 の（5）も同じ内容の規定である。

問題 17. タイの企業に特別一般包括輸出許可を使って、輸出令別表第 1 の 5 の項に該当するニッケル合金の板（1,000 万円相当）を輸出しようとしたところ、戦車の製造に用いられる疑いが生じた。この場合、特別一般包括輸出許可を使用して、輸出した後に、経済産業省に届け出ればよい。

《解 答》[]

【解 説】

《考え方》 包括許可取扱要領の別表 1 の（7）（表 1）では、

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効（注2）	
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表 2）は、省略

（注1）表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。また、「**届出**」は、**当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの**。「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注2）核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

（注3）省略

仕向地の**タイ**は、**輸出令別表第3のホワイト国ではない**。

↓

戦車の製造＝軍事用途に用いられる疑いがある。

↓

「届出」が必要

↓

表の（注1）にもあるように、「届出」とは、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なものをいう。

問題 18. 特別一般包括輸出許可が適用できるリスト規制該当貨物を外国ユーザーリストに掲載されている企業に輸出する場合、用途が不明な場合は、特別一般包括輸出許可は使用することができない。

《解 答》[]

【解 説】

《考え方》包括許可取扱要領の別表 1 の（7）（表 1）では、

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効（注2）	
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表 2）は、省略

（注1）表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注2）核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

（注3）省略

特別一般包括許可が適用できるリスト規制該当貨物を**外国ユーザーリスト**

（非ホワイト国で**需要者要件に関係するリスト**）に掲載されている企業に輸出

↓

「用いられるおそれがある場合」を検討する。

↓

「包括許可取扱要領」の別表1では、「用いられるおそれがある場合」とは、「用いられる場合」以外の場合であって、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合等と規定。

↓

需要者要件に関する「核兵器等開発等省令」の第二号、第三号には、「当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきを除く。」と規定。

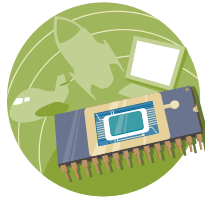
↓しかし

本問の場合は、**用途が不明**なので、明らかといえない。 → よって「失効」する。

問題 19. 特別一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第 1 の 7 の項(1)に該当する集積回路 10,000 個をタイに輸出し、現地の子会社でストック販売する場合、需要者として予定されている者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

《解 答》[]

【解 説】包括許可取扱要領の別表 1 の「許可条件の適用」の 1) では、「需要者が確定していない輸出（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、**需要者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること**（いずれも輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。）。」と規定されています。タイは、非ホワイト国であるため、この確認をする必要があります。

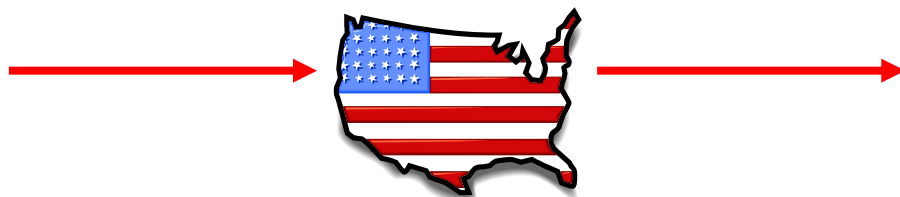


問題 20. 特別一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第 1 の 7 の項(1)に該当する集積回路 10,000 個をアメリカに輸出し、現地の子会社でストック販売する場合、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

《解 答》[]

【解 説】アメリカは、ホワイト国ですので、アメリカでストック販売する場合、需要者として予定される者等についての確認や特別一般包括輸出許可を適用することができない第三国への転売の確認をする必要はありません。

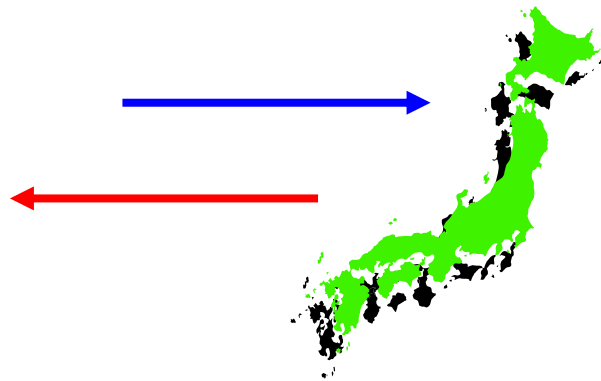
包括許可取扱要領の別表 1 の「許可条件の適用」の 1) では、「需要者が確定していない輸出（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあっては、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（**いずれも輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。**）。」と規定されています。



問題 21. 返送に関する輸出で、武器関連の貨物ではなく、輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、包括許可取扱要領の別表1左欄の条件を履行する限りにおいて、特別一般包括輸出許可を適用して、輸出申告を行うことができる。

《解 答》[]

【解 説】包括許可取扱要領のIの2(3)①では、「なお、返送に係る輸出に該当する輸出であって、輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、別紙1左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る輸出と同様の取扱をもって、輸出申告を行うことができるとしています。



平成23年4月1日より、特別一般包括許可に返品に関する規定が設けられています。

たとえば、特別一般包括輸出許可の場合、

輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出のうち、外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であって、次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る輸出」という。）。

イ 本邦から輸出された貨物の評価、検査、修理又は交換のために輸入された貨物（本邦から輸出された貨物が組み込まれた他の貨物を含む。）の輸出（当初の輸出時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ロ 本邦に輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ハ 当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に本邦に持ち込まれた貨物の返送のために無償で行われる輸出であって、その輸入の許可の日から1年以内に行われるもの（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

なお、返送に係る輸出に該当する輸出であって、輸出令別表第1の2から15までの項の

中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、別表1左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る輸出と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができるものとする。

包括許可取扱要領 別表1の特別一般包括輸出許可の条件（抜粋）

- (1) 輸出管理内部規程のうち**外為法等遵守事項を確実に実施**すること。
- (2) 特別一般包括輸出許可に基づき輸出を行う際は、**当該輸出される貨物の用途及び需要者について、あらかじめ定められた手続に従って確認を行い、当該輸出が特別一般包括輸出許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。**
- (3) 特別一般包括輸出許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、当該輸出に先立ち、特別一般包括輸出許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。
- ① 輸出者の作成する、当該輸出が返送に係る輸出であることを証する書類
 - ② 返送される貨物の輸入許可通知書又はこれに代わる税関の証明書
 - ③ 返送される貨物が輸入された際のインボイス、B/L（船荷証券）、AWB（航空貨物運送状）又はパッキングリストのいずれか一つ
- (4) 特別一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、**輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。**
- (5) 特別一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、**輸出者等概要・自己管理チェックリスト**に直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (6) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (以下省略)

問題 18 名古屋のメーカー A は、台湾の警察当局から、輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号装置 100 台を総額 2,000 万円で受注した。当該暗号装置は輸出令第 4 条第 1 項第六号（いわゆる暗号特例）を適用できない貨物である。用途は警察無線に用いられるものであり、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いがある場合のいずれにも該当しないため、メーカー A は、取得している特別一般包括輸出許可を用いて直ちに輸出することとした。



正解は、×。

特別一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号装置を輸出令別表第 3 地域以外の**台湾警察**に輸出する。



台湾警察は、包括許可取扱要領の別表 1 の（7）の「**軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関を需要者とする場合**」にあたる。

（7）核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは**軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者とする場合**には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。



軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいいます。

ただし、これらの機関を需要者とする場合であっても、**懸念がないことが明らかな場合**として次に掲げるものに該当する場合は届出は不要です。

1. 病院等において、医療行為に用いられることが明らかな場合



2. 会計事務等の事務処理のために用いられることが明らかな場合



3. もっぱら事故・災害防止又は人命救助のために用いられることが明らかな場合



同別表 1 の（7）の（表 2）により、懸念がないことが明らかな場合を除いて、事前の届出が必要。

（表 1）

	用途	核兵器等の 開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第 3 に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第 3 に掲げる地域	失効（注 2）	
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第 3 に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表 2）

仕向地	輸出令別表第 3 に掲げる地域以外
輸出される貨物の需要者が 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関 である場合	届出（注 3）

（注 1）（注 2）は省略

（注 3）輸出される貨物がストック販売される場合にあっては、需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

⑤輸出管理が適正に行われているか否かを確認する**監査体制**を整備し、**定期的**に実施すること。



⑥**社員**に外為法等に関する**教育**を適切に実施すること。



CISTEC などの外部の研修を利用するのも一方法です。CISTEC では、該非判定等に関するセミナーを毎年、全国各地で実施しています。初心者向けの該非判定書の具体的な記入方法や考え方などの入門書としては、『**該非判定入門**』『**ゼロから学ぶ安全保障貿易管理の寺子屋塾第 1 巻**』などがあります。



※少額特例や包括許可制度など輸出管理制度について、社内教育をしっかりと行うことは、ビジネスにも役立ちます。

例：台湾にあるメーカーAは、携帯電話用として輸出令別表別表第1の7の項（1）に該当する I C（総価額 1,000 万円）を明日の午前中までに納入できるか、東京の商社Bと大阪の商社Cに電話で聞いた。

↓

東京の商社Bの営業担当者は、I Cの在庫はあったが、商社Bは、輸出管理内部規程がなく、特別一般包括輸出許可が取得できないので、受注しても関東経済産業局に行って、個別輸出許可申請をしなければならないので、明日の午前中の納入は無理と回答した。

↓

大阪の商社Cの担当者は、I Cの在庫もあり、商社Cは、十数年前に輸出管理内部規程を経済産

業省に届け出て、特別一般包括輸出許可も取得していたので、本日、夜までに即納可能と回答したので、メーカーAより無事注文を受けることができた。



⑦規制貨物等の輸出又は提供に係る諸手続を行うに当たっては、**事実を正確に記載**し、関連する**文書**を**輸出時又は提供時から**少なくとも**5年間保存**すること。



※たとえば、**特別一般包括許可に基づき輸出（提供）を行った際の資料**は、包括許可取扱要領の許可の条件に基づき、**輸出時（提供時）から**少なくとも、

- （１）**輸出令別表第１（外為令別表）の２から４までの項の中欄に掲げる貨物（技術）**の輸出（提供）の場合は**７年間**、
- （２）**輸出令別表第１（外為令別表）の５から１５までの項の中欄に掲げる貨物（技術）**の輸出（提供）の場合は**５年間**、
- （３）**返送**に係る輸出（提供）の場合は**７年間**保存する必要があります。

⑧**子会社及び関連会社**に対し、当該企業の実状に即した安全保障輸出管理に関する**適切な指導**を実施すること。

⑨**法令違反が判明した場合**には、**速やかに関係官庁に報告**するとともに、必要に応じ関係者に対し厳正な処分が行われること。



3 許可条件等の遵守及び¹一般包括許可の適正な使用

- (1) 許可申請内容が**機微度が高い場合等**において、最終需要者における定期的な使用状況等の報告、最終需要者から移転される場合の輸出者及び当省の同意等を、許可条件として付したり、誓約書の提出を求めたりする場合があるところ、その確実な履行がなされるよう、輸出管理統括部署において、十分指導すること。
- (2) 許可条件等に違反した場合には、当該許可の取消、今後の輸出案件の不許可、さらには罰則の適用があることにも留意し、輸入者及び最終需要者にも理解を求め、その確実な遵守を図ること。
- (3) 貨物等及び仕向先に応じて使用できる許可の種類（個別許可又は一般包括許可）が決まっているところ、**輸出等に当たっては使用する許可証を十分に確認**して輸出等を行うこと。
- (4) **一般包括許可の条件として付している項目**（軍事用途に使われるおそれがある場合の届出、軍事用途に使われる場合の失効等）についても、**確実な履行**を図ること。
- (5) 輸出管理体制が不十分と認められる場合や、法令違反等があった場合には、一般包括許可の取消等があることに留意し、輸出管理社内規程の策定及び確実な履行を図ること。
- (6) 一般包括許可の取得・更新に当たっては、**経営・営業部門**を当省が行う輸出管理説明会へ参加させること。また、**経営トップも自ら積極的に参加**すること。

4 当省及び財団法人安全保障貿易情報センター等における情報・支援制度の活用

- (1) 輸入者や最終需要者等に関する懸念情報については、当省が提供しているキャッチオール規制に係る「**外国ユーザーリスト**」を参照するとともに、例えば、²財団法人安全保障貿易情報センター（以下「CISTEC」という。）が提供しているいわゆるチェーサー情報等も確認すること。
- (2) 当省及び CISTEC において、外為法の制度・運用及び大量破壊兵器関連貨物等に係る諸情勢等について、各種説明会の開催、モデル輸出管理社内規程や海外子会社における輸出管理関連資料等の提供等の支援も行っているため、その活用を図ること。

¹ ここでいう一般包括許可は、平成24年7月1日からの特別一般包括許可の意味。

² 現在は、一般財団法人安全保障貿易情報センター